地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年十月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九十八号

地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、並びに地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第二項ただし書、第二十一条第五号、第四十二条の二第七項及び第百二十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条第四項」を「第六条第五項」に改める。

第二条に次の一号を加える。

三　前二号に掲げるもののほか、総務大臣の指定する事項

第四条に次の一号を加える。

三　博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館

第五条の次に次の五条を加える。

（出資等に係る不要財産の出資等団体への納付）

第五条の二　地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項の規定による出資等に係る不要財産（法第六条第四項に規定する出資等に係る不要財産をいう。以下同じ。）の出資等団体（法第四十二条の二第一項に規定する出資等団体をいう。以下同じ。）への納付（第一号及び第五号において「現物による出資等団体への納付」という。）について、同項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない。

一　現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容

二　当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由

三　当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四　当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容

五　現物による出資等団体への納付の予定時期

六　その他必要な事項

2　地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項の認可を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、当該出資等に係る不要財産を納付するものとする。

（出資等に係る不要財産の譲渡収入による出資等団体への納付）

第五条の三　地方独立行政法人は、法第四十二条の二第二項の規定により、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入から出資等団体への納付を行うこと（以下この項において「譲渡収入による出資等団体への納付」という。）について、同条第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない。

一　譲渡収入による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容

二　当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由

三　納付の方法を譲渡収入による出資等団体への納付とする理由

四　当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額

五　当該出資等に係る不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額

六　当該出資等に係る不要財産の譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

七　当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容

八　当該出資等に係る不要財産の譲渡の方法

九　当該出資等に係る不要財産の譲渡の予定時期

十　譲渡収入による出資等団体への納付の予定時期

十一　その他必要な事項

2　地方独立行政法人は、法第四十二条の二第二項の認可を受けて出資等に係る不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を設立団体の長に提出するものとする。

一　譲渡した出資等に係る不要財産の内容

二　当該出資等に係る不要財産の譲渡によって得られた収入の額（次条第一項及び第二項第一号において「譲渡収入額」という。）

三　当該出資等に係る不要財産の譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額

四　当該出資等に係る不要財産を譲渡した時期

3　前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。

4　設立団体の長は、第二項の報告書の提出を受けたときは、法第四十二条の二第二項の規定により総務大臣が定める基準に従い算定した金額を地方独立行政法人に通知するものとする。

5　地方独立行政法人は、前項の通知を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、同項の規定により通知された金額（出資等団体が二以上である場合においては、出資等団体ごとに、当該通知された金額に当該出資等団体の出資等割合（当該出資等に係る不要財産の帳簿価額のうちの出資等団体からの出資又は支出の総額に相当する額として総務大臣の定めるところにより算定した額に占める当該出資等団体からの出資又は支出の額に相当する額として総務大臣の定めるところにより算定した額の割合をいう。次条において同じ。）を乗じて得た額）を納付するものとする。

（簿価超過額の出資等団体への納付）

第五条の四　地方独立行政法人は、譲渡収入額に簿価超過額（法第四十二条の二第二項に規定する簿価超過額をいう。以下この条において同じ。）があった場合には、法第四十二条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を出資等団体に納付しないことについて認可を受けようとするときを除き、前条第五項の設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、簿価超過額（出資等団体ごとに、当該簿価超過額に当該出資等団体の出資等割合を乗じて得た額）を納付するものとする。

2　地方独立行政法人は、簿価超過額があった場合において、法第四十二条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を出資等団体に納付しないことについて認可を受けようとするときは、前条第二項の報告書の提出と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない。

一　当該出資等に係る不要財産の帳簿価額、譲渡収入額及び簿価超過額

二　簿価超過額のうち、納付しないことを求める額及びその理由

3　地方独立行政法人は、法第四十二条の二第三項ただし書の認可を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、簿価超過額から当該認可を受けた金額を控除した額（出資等団体が二以上である場合においては、出資等団体ごとに、当該控除した額に当該出資等団体の出資等割合を乗じて得た額）を納付するものとする。

4　地方独立行政法人は、法第四十二条の二第三項ただし書の認可をしない処分を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、簿価超過額（出資等団体が二以上である場合においては、出資等団体ごとに、当該簿価超過額に当該出資等団体の出資等割合を乗じて得た額）を納付するものとする。

（設立団体の長への通知）

第五条の五　設立団体の長は、設立団体以外の出資等団体の出資に係る出資等に係る不要財産の処分について法第四十二条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書の認可をした場合若しくは同項ただし書の認可をしない処分をした場合又は第五条の二第一項若しくは第五条の三第一項の申請書の提出があった場合若しくは同条第四項の通知をした場合は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、遅滞なく、当該設立団体以外の出資等団体の長に通知しなければならない。

法第四十二条の二第一項の認可をした場合	一　法第四十二条の二第一項の認可をした旨 二　第五条の二第二項の規定により設立団体の長が指定した期日
法第四十二条の二第二項の認可をした場合	法第四十二条の二第二項の認可をした旨